

# 工事等に係る入札及び契約の状況等に関する事項の公表実施要領

## 1 目的

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、工事等に係る入札及び契約の状況等に関する事項の公表を実施することに関し、必要な事項を定める。

## 2 公表対象工事等

公表の対象となる工事等は、次に掲げるものとする（公共の安全と秩序の維持に密接に関連するものであって、苫小牧港管理組合（以下「管理組合」という。）の行為を秘密にする必要があるものを除く。）。

- (1) 法第 2 条第 2 項に規定する公共工事（以下「工事」という。）で、その予定価格が 130 万円を超えるもの
- (2) 設計、測量、地質調査及び技術資料作成その他の工事に係る委託業務（以下「委託業務」という。）で、その予定価格が 50 万円を超えるもの

## 3 公表事項及び時期

### (1) 競争入札参加資格等関係

次に掲げる事項について遅滞なく公表するものとし、その内容等に変更があったときは、その都度遅滞なく変更後の当該事項を公表するものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 第 1 項に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格及び政令第 167 条の 11 第 2 項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格

イ アの資格を有する者の名簿

ウ 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準

### (2) 入札及び契約の状況関係

工事及び委託業務（以下「工事等」という。）については、次により公表するものとする。

ア 一般競争入札の場合

#### (ア) 入札公告後、速やかに公表する事項

a 工事等の名称、場所及び種別

b 入札公告日及び入札執行日時

c 政令第 167 条の 5 の 2 の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた場合における当該資格

#### (イ) 入札終了後、速やかに公表する事項

a 入札参加資格者の商号又は名称

b 入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由

c 入札者の各回の入札金額

#### (ウ) 落札者の決定後、速やかに公表する事項

a 落札金額

b 政令第 167 条の 10 第 1 項の規定により落札者を決定した場合におけるその者を落札者とした理由

c 政令第 167 条の 10 第 2 項の規定により落札者を決定した場合における最低制限価格未満の価格をもって入札した者の商号又は名称

#### (エ) 契約締結後（政令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約を行った場合を含む。）速やかに公表する事項

- a 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- b 工事等の着手の時期及び完成（完了）の時期
- c 工事等の概要
- d 契約金額
- e 予定価格、最低制限価格、入札書比較価格及び落札率
- f 政令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由

イ 指名競争入札の場合

(7) 指名通知後、速やかに公表する事項

- a 工事等の名称、場所及び種別
- b 指名通知日及び入札執行日時

(イ) 入札終了後、速やかに公表する事項

- a 指名した者の商号又は名称
- b 指名した者の指名理由
- c 入札者の各回の入札金額

(ウ) 落札者の決定後、速やかに公表する事項

- a 落札金額
- b 政令第 167 条の 13 において準用する政令第 167 条の 10 第 1 項の規定により落札者を決定した場合におけるその者を落札者とした理由
- c 政令第 167 条の 13 において準用する政令第 167 条の 10 第 2 項の規定により落札者を決定した場合における最低制限価格未満の価格をもって入札した者の商号又は名称

(イ) 契約締結後（政令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約を行った場合を含む。）、速やかに公表する事項

- a 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- b 工事等の着手の時期及び完成（完了）の時期
- c 工事等の概要
- d 契約金額
- e 予定価格、最低制限価格、入札書比較価格及び落札率
- f 政令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由

ウ 随意契約の場合（政令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定による場合を除く。）

契約締結後、速やかに公表する事項

- a 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- b 工事等の着手の時期及び完成（完了）の時期
- c 工事等の概要
- d 契約金額
- e 予定価格
- f 契約の相手方を選定した理由

エ 契約金額の変更を伴う契約変更の場合

契約変更後、速やかに公表する事項

- a 工事等の場所、種別及び概要
- b 工事等の着手の時期及び完成（完了）の時期
- c 契約金額
- d 変更の理由

#### 4 公表方法

- (1) 競争入札参加資格等関係  
管理組合閲覧室において、閲覧に供するものとする。
- (2) 入札及び契約の状況関係  
管理組合閲覧室において、別記様式を標準として閲覧に供するものとする。

#### 5 公表期間

- (1) 競争入札参加資格等関係  
3の(1)のア及びイについては当該資格の有効期間中、3の(1)のウについては改正されるまで、公表するものとする。
- (2) 入札及び契約の状況関係  
公表した日（契約締結前に公表した事項については、契約を締結した日）の翌日から起算して1年が経過する日まで、公表するものとする。

#### 6 公表した内容に関する問い合わせの取扱い

- (1) 公表した事項についての問い合わせに対しては、閲覧の方法により公表している旨を伝えるものとする。ただし、閲覧の方法と併せて、当該事項をインターネット等他の方法によっても公表している場合にあっては、その旨も伝えるものとする。
- (2) 公表していない事項についての問い合わせに対しては、応じないものとする。ただし、当該事項が他の定めにより公表されている場合にあっては、その旨を伝えるものとする。

#### 7 留意事項

- (1) この通達により公表の対象となる事項が法令等の規定により公表することができないものとされている場合にあっては、当該法令等の規定によるものであること。
- (2) 公表の対象とならない工事等にあっては、管理者が公表の必要があると認めるときは、公表を妨げるものではないこと。

#### 附則

この要領は、平成30年4月2日から施行する。

